中世後期の分郡知行制に関する一考察

中世後期の分郡知行制に関する一考察

伊予及び安芸の事例を中心として

はみられなかったものといえよう。 横たわる緊張関係をうかびあがらせつつあるという点で、これまでに 国家を相対化して捉える視点を提示し、中世国家と地域社会との間に え直そうとする議論が大いに注目をあびている。それはとりわけ中世 日本中世史研究において、地域という視座から中世社会を捉

はじめに

明らかにしてきた。けれども国郡制及びその主要な担い手である守護 という点には、十分応えるものとなっていないのである。 の守護制度研究は、守護権力による国郡支配の機構を全国的にかなり をどのように把握すべきかは、未だ確固とした視角を提示しえていな ある時代と捉えられるように思われる。しかし地域的権力秩序の形成 存続させながらも、 い研究状況にある。たしかに近年格段にその実証度を高めた中世後期 本稿で扱う中世後期社会は、権門体制という中世国家の大枠をなお 地域社会の自立化動向とどう関連づけて論じられるべきか 地域的な権力秩序の形成が多様な形で進行しつつ

方が一般的である。本稿では、このような政策論的・制度論的な分郡 れを専ら守護の勢力均衡を狙う幕府が行った巧妙な統治策と捉える見 そしてこれほど多くの地域で見出される分郡支配の性格について、こ は三〇ヵ国五六郡において守護職の地域分割が確認しうるといわれる。 よって分郡守護制と規定されその実証研究が進められた結果、今日で 知行制の実態及び意義を検討する。佐藤進一・小川信・今谷明氏らに 地域と捉えるような見方に対しては慎重でなければならないであろう。 況からすれば、少なくとも伊予国という範囲をア・プリオリに一つの ・中予・南予という三地域に分けてそれぞれの個性が語られている状 いる。現在においても、一方で瀬戸内海地域が論ぜられ、他方で東予 地域的権力構造論をいかに組みたてていくかという課題とかかわって づけて論ずべきであろうか。それは伊予中世史において地域社会論 社会の範囲を伊予国とか久米郡とかいった国郡制の枠組みとどう関連 明のことではない。例えば本稿でとりあげる伊予国の場合でも、 以上のことを念頭に置きながら、本稿では中世後期にみられる分郡 しかも中世社会において、地域社会の範囲をどう設定すべきかは

Ш

尚

日本史学研究室

Ш

秩序形成のあり方を考えていくことにしたい。 知行制理解に一定の疑問を提示しつつ、中世後期における地域的権力

伊予国における分郡知行制

制であったのであると。 に分割した分郡守護が置かれており、一国守護河野氏と分郡守護細川 実質的には中央部の一○郡を管轄するにすぎなかった。残りの東予二 守護河野氏は形式的には伊予国全体を支配する国持大名であったが、 を執筆した石野弥栄氏は、室町期伊予の支配体制を次のように捉える。 宇都宮・西園寺氏の四氏併立状況こそ室町期における幕府の支配体 (新居・宇摩)、南予二郡 (喜多・宇和) では、 『愛媛県史 古代Ⅱ・中世』の第二編第三章第二節「守護と国人」 一国守護職を郡単位

を加えておきたい。 守護河野氏も含めそれぞれの分郡知行の実態について、 示しており、 の守護人が細川氏、宇和郡が西園寺氏、喜多郡が宇都宮氏とされてい 分析した今谷明氏においてもみられるところであり、 このような理解は、近年、全国の分郡守護の事例を精力的に検出 しかし細川・宇都宮・西園寺の三氏は、極めて多様な存在形態を すべて分郡守護と一括して捉えてよいであろうか。一国 新居郡・宇摩郡 いま一度検討

〈河野氏

たびか変動をみせているが、 位置づけられることになる。 以来の伝統的な力を背景にして、足利政権成立時の伊予国守護として て多くの研究がつみ重ねられてきた。中世後期の河野氏は、 河 1野氏の伊予国支配については、伊予国中世史の中心的テーマとし 南北朝末期の康暦年間以来、伊予国守護 南北朝の内乱期には守護職保持者はいく 中世前期

> 国支配は、 は河野氏に固定化するようになった。室町幕府―守護体制による伊 河野氏を軸に展開していく体制が完成したのである。 予

郡守護職ではなくあくまで伊予国全体の一国守護職であったというこ する軍事動員権についていえば、 及びえなかったという事実である。例えば守護職の本来的な部分に属 と、そしてにもかかわらずその実質的な権能行使範囲が伊予国全域に ここで確認しておくべき必要があるのは、 伊与国際西条軍勢等事、 不日令発向伯州、 次のような史料が残されている。 可合力山名右馬頭之由、 河野氏が掌握したのは分

密可相觸之状如件、 明徳四年四月十一日 以東 - とう (6) (義領) 河野伊与守とのへ (6) (義領) (6) (義領)

ろう。このような守護職権の行使範囲の地域的限定は、これより以前 には確認することができない。 「除西条以東」という語があえて注記されるのは単なる偶然ではな 河野氏の軍事動員権が新居郡西条以東には及ばなかったからであ

仰之、早相催一族并伊豫国地頭御家人等、 致軍忠之状如件 新田義貞已下凶徒等誅伐事、 依被下院宣、 可発向東坂本之由、 不廻時剋、 経鞍馬口、 觸

建武三年六月十四日 河野対馬入道とのへ (元) (花押影)

忠節之旨、 伊豫国地頭御家人并本所領預所沙汰人名主等事、 可相觸之状如件、 随守護催促、

> 可 致

河野亀王殿 (漁業) (8)

中世後期の分郡知行制に関する一考察

国地頭御家人のみならず「本所領預所沙汰人名主等」にまで拡大され 北朝末期の康暦二(一三八〇)年になると、 ていたことがよみとれる。しかしいずれにしても、 一年に至るまで、 この二つの史料からは、足利政権成立時の建武年間に守護河 族并伊豫国地頭御家人等」の軍勢催促を命じられていたのが、南 河野氏による軍勢催促は伊予国全域を対象としてお 河野氏の催促対象は伊 建武年間以来康暦 野氏 予 は

地域的限定はみられない。

ということになる。 予想されてくるのである。 と宇都宮・西園寺両氏の支配権との間に質的な差異が存在したことが 河野氏による軍勢催促のあり方からみて、 宮氏がいた喜多郡、西園寺氏の宇和郡も例外ではなかったのである。 動員権が適用されるというたて前になっていたと判断されよう。 条以東」といった除外規定がみられない以上、 のと考えられる。これに対して、 れるのは、 新居郡において、 とすれば、 康暦二(一三八〇)年から明徳四(一三九三)年までの間は、新居郡西条以東について軍事動員権が河野氏の手から離 そしてこれはすなわち、 細川氏による分郡支配が開始されたことによるも 、それ以外の地域については、 細川氏の宇摩・新居郡支配 次に述べる通り、 守護河野氏による軍事 「除西 宇摩郡 宇都

(細川氏

細川氏との和談が成立し、 年と考えることができる。 (一三九九) 年に新居西条地頭職を、(๑) ぞれ遵行すべき旨の幕府文書が細川満元に宛てて出されている。 細川氏の両郡支配は幕府から正式に認められたものであり、 細川氏が宇摩・新居両郡を支配領域としたのは永徳元(一三八一) 両郡が細川家に遣わされたとされている。 『予陽河野家譜』には、 翌七年には散在徳重新大嶋をそい認められたものであり、応永六 このとき河 野氏と 細

> ょ ふう。 氏 0 権 限 が守護 の権限と類似の ものであることが 確認 で き

Ш

ている。 ったため、 下野守持春の支配していた伊予国宇摩郡内の国人が「暇申」さず逃げ下 『満済准后日記』の永享三(一四三一)年九月二十八日条には、 持春は自ら下向して彼等を退治しようとしたことが記され 細 Ш

がら、 った。 はなかったことがわかる。 守護河野氏の軍事動員権が「除西条以東」と記されていたこととも符 ふみきることになったようである。このとき伊予国内のことでありな いることが注目される。持之は細川氏の宗家であり、讃岐国守護でもあ 合し、細川氏の両郡支配が伊予国守護のいかなる権限にも頼るもので ここで細川右京大夫持之が「讃岐辺者」を動員してはどうかと述べて 條可有何子細哉、 有相違由被仰出云々、 自細川右京大夫方、以安富筑後守申、 人両人不及暇申逃下了、仍為退治御暇事、 '罷下候歟由申入處、 不相似近国事候、 伊予国守護による軍事動員は何ら問題とされていない。 しかし細川持春は持之の意見をふりきって、自ら宇摩郡下向に 下野楚忽下向不可然存候、先讃岐辺者ヲモ申付指遣、 萬一其儀猶不可叶事者、 雖不可有殊儀候、 仰旨不罷下者不可事行歟、 仍自愚身方、以舎弟右馬助申入様、 細 彼等何様ニか支度仕覧不存知 買下 其時ハ下野モ御暇申入、 以赤松播磨守申處、 ·野守伊與国知 両様可有御尋云々、 可加退治 伊與国事 行郡内国

きる。 表現は、 み表わされている。 このような細川氏の権限は、 河野氏の支配下にあった周敷郡においても確認することがで 郡の知行権と捉えられているのである。 この記事中には 「伊與国知行郡」との

敷郡北条郷多賀谷一族数年忠節者共也、 彼郡御知行之事ニ 候間

周

Ш

候、聊無沙汰不可有之候、恐々謹言、ハト、於愚身併可為御扶助候、但国役等之儀者、堅固申付可令勤仕失居所之由、詫言仕候、重代之屋敷所之事:候、以御憐愍安堵仕候

十一月廿日 細川右京大夫

頼元

河野亀王丸殿(2)

謹上

断することができる。 ここにみえる郡知行権は一国守護の権限を郡単位に分割したものと判 地位を安定化させることに成功したのである。以上のことからして、 て、 のであることからして、 氏の郡知行権とは、 を通じて「郡知行」 川氏の勢力が当郡から退けられてその居所を失い、その回復が細川氏 ことがわかる。 この史料で河野氏は「彼郡 それ以外の地域について郡知行権を確保し、 河野氏は、 宇摩・新居両郡知行権を細川氏に分与することによっ 周敷郡内の多賀谷一族は細川氏に属していたため、 それが多賀谷一族の私領に対する安堵権を含むも の主体たる河野氏に請願されたものである。 当然守護としての権限を指すものと考えられ (周敷郡) 御知行」の主体とされてい 伊予国守護としての 河野 細 る

(産種務) (産種務) というでは、これでは、では、「日本ので再三再四安堵をうけている。 このようにして成立した細川氏の郡知行権は、将軍家御判御教書を

鹿苑院殿

御判整

細河九郎頼重領掌不可有相違之状如件、国高篠郷壹分地頭職、同公文職、伊豫国新居郡并西条庄嶋山郷事、圃中国武蔵入道常久知行分闕所等、讃岐国子松庄、同金武名豊富同

応永十二年十月廿九日 (3)

応永十四年十二月九日 (3) 摂津国小林上下庄等事、細河右馬頭入道常輔可領知之状如件、 備中国浅口郡、同闕所分、同国矢田郷、伊豫国宇麻郡、同闕所分

知行の客体として所々・所職と同質化しつつあったといえよう。闕所地、あるいは地頭職・公文職などと同列に並べて捉えられている。新居郡についても字摩郡についても、細川氏の郡知行権は庄・郷・

〈宇都宮氏〉

てくくってしまうことには問題がありはしないだろうか。予二郡の細川氏と南予の宇都宮・西園寺氏をすべて「分郡守護」としいてはこうした除外規定は認められなかった。そうであるならば、東られていたのに対して、宇都宮氏や西園寺氏の支配する南予地域につ守護河野氏の一国軍事動員権には「除西条以東」という限定がつけ

也、若於違犯之輩者、不日可處重科也、群族師可致沙汰也。 一於當寺甲乙人等致乱入狼藉、并於寺敷殺生切取竹木事、堅所禁断三五二)年、西禅寺文書の宇都宮貞泰置文中にみえる次の条文である。『愛媛県史』が宇都宮氏を喜多郡守護と把握する根拠は、観応三(一

在している。 ある。しかしこの置文が定められた翌々年には、次のような史料が存ある。しかしこの置文が定められた翌々年には、次のような史料が存字都宮氏が喜多郡内の検断権を握っていたものと理解されているのでをもって、一国の検断権をもつ守護の権限が郡単位に分割されており、をもって、一国の検断権をもつ守護の権限が郡単位に分割されており、本尾にみえる「於罪科之軽重者、當郡検断可致沙汰也」という文言

衛門尉等押入伊与国喜多郡、構城墎之間、相催国中勢、可退治之旨、太田庄司、仙波又太郎皇。凶徒并直冬家人石堂左衛門蔵人、新開左宇都宮遠江入道蓮智申、堺右衛門太郎入道、同孫四郎、重松弥八、(『巻)

中世後期の分郡知行制に関する一考察

蓮智之状如件 所被仰守護人也、 早二宮修理亮相共誅伐彼凶徒等、 可沙汰付下地於

河野六郎殿 (ஊ) (i6) 文和三年二月|

(花押

府は、 氏による下地支配を回復しようとしたのである。ここからは、 な違いである。 氏の下地支配は幕府―守護の軍事力に依拠していた様子がうかがえよ この御判御教書を送って、二宮修理亮と共に凶徒を誅伐させ、 宇都宮氏から堺右衛門太郎入道以下の喜多郡侵入の報告をうけた幕 当時伊予国守護は河野通盛であった。尊氏は通盛の子六郎通朝に 細川氏の郡知行が伊予国守護と無関係に展開していたのとは大き 守護人に国中の軍勢を相催してこれを退治すべき命を発してい 宇都宮氏の権限を分郡守護権と把握するのは困難であ 宇都宮 宇都宮

あろう。 など多様な階層による検断権行使がみられた。(エン) なにも守護ばかりではない。とくに南北朝期においては、幕府・守護 価さるべきであろうか。中世社会において、検断権を行使しえたのは 断権の掌握は、 地頭といった武家勢力のみならず、 それでは先の置文にみられた宇都宮氏の当郡検断権はどのように評 守護権限の分割を直ちに意味するものとはいえないで 寺社本所、さらには「惣荘一揆 宇都宮氏による当郡検

多郡地頭職を掌握したのがいつかははっきり定めがたいが、 では正治二(一二〇〇)年に誅伐された梶原景時に代って当郡を拝領 が、とくに喜多郡が一つの拠点であったと考えられる。 ないのは、宇都宮氏が中世前期に喜多郡地頭であったという事実であ 宇都宮氏と喜多郡とのかかわりについてまず考えてみなければなら 鎌倉時代の宇都宮氏は、 伊予国守護として国内に勢力を伸ばした 宇都宮氏が喜 『予章記

> したと伝える。 i宮遠江守」貞泰が根来山城を構えて土居・得能氏らと戦っている⁽⁸⁾)たと伝える。鎌倉末期の元弘三(一三三三) 年には、「喜多郡地頭宇

体制も、 地頭制の延長線上に捉えておきたい。 だろうか。足利政権の成立も、 二十年足らず後の観応三年に当郡検断権を主張しているのであるから、 は困難であった。元弘三年に「喜多郡地頭」と称された宇都宮貞泰が ったのである。 その権限は本来的に郡地頭職に付随していたものとみるべきではない めて当郡守護として認定されたものとみなしているが、その形跡はな 『愛媛県史』 むしろ前述したように宇都宮氏の権限を分郡守護権と把握するの 喜多郡における宇都宮氏の伝統的支配権を崩すものではなか は、 宇都宮氏による喜多郡検断権の掌握を、 郡地頭の系譜をひく宇都宮氏が南北朝期にあらた 宇都宮氏に代わる新しい伊予国守護の 中世前期の郡

(西園寺氏

西園寺氏を分郡守護と捉える説は何を根拠にしているのであろうか。 西園寺氏が宇和郡守護として権限を行使した事例は全く認められない。 ることにしたい。 西園寺氏と宇和郡とのかかわりについては、章をあらためて述べてみ 氏の場合も宇都宮氏と同様、 守護河野氏による一国軍事動員権の行使対象範囲からみて、 分郡守護と捉えることは疑問視されよう。 西園寺

二、西園寺氏の宇和郡知行

と考えられており、 た。伊予国宇和荘が西園寺家の荘園となったのは鎌倉時代初期のこと には幕府と密接なかかわりをもちながら国政に大きな発言力をふるっ |園寺家は、 藤原北家閑院流に属する清華の家柄であり、 それ以後宇和郡には西園寺家の勢力がうえつけら 中 世前

で宇和郡地域の支配を維持していくのである。土着したと伝えられているのが伊予西園寺氏であり、戦国期に至るまれていくことになる。南北朝期、西園寺家の一族が宇和荘に下向して

論がある。 西園寺氏の宇和郡支配の性格をめぐって、戦国期には次のような議

必ずしも明確ではないように思われる。 の特質を挙げているが、 の確立、 西園寺両氏は国人の系列にとどまったことを指摘している。 ⁽³²⁾ して、 か半国をほぼ確保していた封建権力者を戦国大名と捉え、 有力農民層の家臣団への組織化、 戦国大名制を全国 河野氏が守護から戦国大名へと脱皮できたのに対し、 領国支配の法的独立性を確立する分国法の制定などいくつか 的に概観した奥野高広氏は伊予国の事例にも言及 戦国大名を国人と決定的に区別すべき理由は 軍役・諸役負担関係を伴う知行制 国人・土豪 宇都宮 氏は一国

いままの反論にすぎない。 で勝孝純氏は奥野氏の説を批判して、室町期に伊予国守西園寺氏が 近藤孝純氏は奥野氏の説を批判して、室町期に伊予国守西園寺氏が 近藤孝純氏は奥野氏の説を批判して、室町期に伊予国守西園寺氏が

見解といえよう。 『愛媛県史』古代Ⅱ・中世』の第二編第四章第四節「河野氏の滅亡」『愛媛県史』古代Ⅱ・中世』の第二編第四章第四節「河野氏の滅亡」の第二編第四章第四節「河野氏の滅亡」

このように考えると、

中世の「知行」という語は多様な権限内容を

議論のたて方は、今日、生産的なものとは思われない。う。それをはっきりさせることをぬきにした戦国大名か国人かというつかまえる上で果たして有効であるかということともかかわってこよない。この点は、そもそも戦国大名という概念が戦国期の権力構造を自体必ずしも明確にしえていない研究状況によるものといわざるをえー体このような議論が展開するのは、戦国大名とは何かということ

それはさておき、戦国期の西園寺氏をどう捉えるかということは、それはさておき、戦国期の西園寺氏をどう捉えるかということは、「2000年である。一般である。石野弥栄氏は、『満済准后日記』に「西園寺家当郡主とした対して近年うかびあがっているのが、西園寺氏を分郡守護と捉えるに対して近年うかびあがっているのが、西園寺氏を分郡守護と捉えるに対して近年うかびあがっているのが、西園寺氏をと郡守護と捉えるでがある。石野弥栄氏は、『満済准后日記』に「西園寺家当郡主として子孫繁昌せり」と記されることをもって分郡守護の徴証とみなしてて子孫繁昌せり」と記されることをもって分郡守護の徴証とみなしてて子孫繁昌せり」と記されることをもって分郡守護の徴証とみなしてて子孫繁昌せり」と記されることをもって分郡守護の徴証とみなしてて子孫繁昌せり」と記されることをもって分郡守護の徴証とみなしてて子孫繁昌せり」と記されることをもって分郡守護の徴証とみなして、その前段階である室町期の西園寺氏をどう捉えるかということは、

ついてのみ用いられるものではない。前述の細川氏の場合、 と考えてよい。 その場合、 れていたし、 前章でみたように、 は庄・郷・闕所地や地頭職・公文職などと同列に並べて捉えられた上 含むすべての所職、 , べて 西園寺氏の「羽和郡知行」という記述をどう解釈すべきであろうか。 将軍家からの安堵をうけていた。中世後期においては、 「知行」として捉えられていく傾向にあったのである。 「郡知行」とは郡内における守護権行使の権限を指すもの 守護河野氏の周敷郡支配は「郡知行」と呼称されていた。 けれども当然のことながら、 すべての土地支配権が次第に同質化しつつあり、 細川氏の宇摩郡への支配権は 「知行」という語は郡に 「知行郡」と表現さ 郡知行 守護職を

である。 ちに郡レベルの守護権行使の権限を意味するとは必ずしも限らないのことがわかる。「郡知行」という記述が見出されるからといって、直一括してさし示すものであり、その権限内容を一義的に確定しえない

が載せられている。 前期において「宇和郡」の「知行」権が争われていたことを示す記事が規において「宇和郡」の「知行」権が争われていたことを示す記事が表は『吾妻鏡』嘉禎二(一二三六)年二月二十二日条には、中世

久、無咎而不可被召放之由、頻以愁歎、御沙汰太難顕是非、江掾遠保承勅定、討取當国賊徒純友以来、居住當郡、令相伝子孫年大臣家之領也、是年来彼禅閻雖被申之、公業先祖代々知行、就中遠伊予国宇和郡吏、止薩摩守公業法師領掌、所被付于常盤井入道太政

業は咎なく召放されることを忌避すべく愁訴しているのである。之領」、すなわち西園寺家の所領にくみこまれつつあったのであり、公きたと主張している。しかしこのとき当郡は「常盤井入道太政大臣家いた橘公業であり、「伊予国宇和郡」は公業先祖が「代々知行」して記事中に見える「薩摩守公業法師」とは当郡に大きな勢力を築いて

して、 入り、 であろう。 氏による宇和郡内国衙領の支配は一層強大化・一円化したことになる 西園寺氏が橘氏に代って宇和郡地頭職に補任されたとする通説を否定 橘氏が源頼朝より賜ったものであったが、嘉禎二年に西園寺氏の手に 宇和郡地頭職」であることを確認することができる。 行国主西園寺氏の手に吸収・掌握されたことを意味するから、 ここにみられる郡知行権とは、 これは橘氏の宇和郡地頭職の停止を意味するものであったと捉 以後は西園寺氏に相伝されていった。なお最近石野弥栄氏は、 かりにそうであったとしても、 嘉禎四年の橘公業譲状案よりみて それは郡地頭職の権限が知 宇和郡地頭職は 西園寺

期における宇和郡地頭職の掌握が想定されるのである。と考えられるのと同様に、西園寺氏の宇和郡知行権の前提には中世前と考えられるのと同様に、西園寺氏の宇和郡知行権の前提には中世前と考えられるのと同様に、西園寺氏による「羽和郡知行」もまた、いたのであった。中世後期の西園寺氏による「羽和郡知行」もまた、ていたのであり、その宇和郡地頭職は宇和郡の「知行」権と称されて以上のように、中世前期の西園寺氏は宇和郡地頭職を吸収・掌握し以上のように、中世前期の西園寺氏は宇和郡地頭職を吸収・掌握し

郡地頭の力は大きなものがあったと推測される。 郡地頭の力は大きなものがあったと推測される。 郡地頭の力は大きなものがあったと推測される。 郡地頭の力は大きなものがあったと推測される。 郡地頭の力は大きなものがあったと推測される。 郡地頭の力は大きなものがあったと推測される。 郡地頭の力は大きなものがあったと推測される。 の理由としては都からの距離の 田中稔氏によって指摘されており、その理由としては都からの距離の 田中稔氏によって指摘されており、その理由としては都からの距離の 田中稔氏によって指摘されており、その理由としては都からの距離の 田中稔氏によって指摘されており、その理由としては都からの距離の 田中稔氏によって指摘されており、その理由としては都からの距離の 田中稔氏によって指摘されており、その理由としては都からの距離の 田中稔氏によって指摘されており、その理由としては都からの距離の 田中稔氏によって指摘されており、その理由としては都からの距離の 田中稔氏によって指摘されており、その理由としては都からの距離の

ていたということがその郡知行権を支えていたのである。とながら、なによりも両氏が中世前期以来の伝統的支配権をうちたて守護河野氏の勢力が南予にまで及びにくいという地理的事情もさるこを掌握あるいは吸収していたという事実は決して偶然ではあるまい。立性を保持した宇都宮・西園寺両氏が、ともに中世前期には郡地頭職このように考えてくると、中世後期の伊予国で守護河野氏に対し独

郡内国衙領及び宇和荘を領有することによって、宇和郡内のほとんど中央部の広大な領域を占めていたと推測されている。西園寺氏は宇和もあった。当荘は伊予の諸荘園中最大規模をもつ荘園であり、宇和郡とくに宇和郡の場合、西園寺氏は国衙領のみならず宇和荘の領主で

た。 土佐国境に近い位置に、青蓮院領御荘が存在するくらいのものであっ 土佐国境に勢力を及ぼしえていたであろう。他領としては、郡の南端、

題がある。 郡地頭を指すことは明らかであろう。 和旧記』)という記述である。『宇和旧記』が近世に成立した編纂物で るのが、「此時より、代々西園寺家当郡主として子孫繁昌せり」(『字 事とならんで、西園寺氏を分郡守護と捉える根拠として挙げられてい 指す。それゆえここにみえる「当郡主」 の意であり、それは西園寺家が宇和郡地頭職を吸収・掌握した時点を あることからして、 むしろ領主権を基礎にしたものと考えられよう。『満済准后日記』 は全くみられない。 前述したように、 しかもこの記述中にみえる「此時より」とは嘉禎二年より この中の記述をもとに分郡守護とみなすことは問 西園寺氏が宇和郡守護として権限を行使した事 『満済准后日記』にみえる「羽和郡知行」 とは分郡守護の意ではなく、 権は、 の記 例

きの軍事動員のあり方を少し詳しくみていくことにしたい。の抗争に際して、幕府は西園寺氏に軍事行動を求めた。以下、このとさて永享四(一四三二)年、九州における大内氏と大友・少弐氏と

一為大内合力安芸、石見、伊与三ヶ国軍勢不日発向事、於今者可宜いる。それから数日後の二十三日、将軍義持は次の条々を発した。「窓」の一名時凞は、両国がともに山名氏の分国であることからを求められた山名時凞は、両国がともに山名氏の分国であることから勢を合力させてくれるようにという申請が伝えられた。将軍から意見勢を配工正月十六日、大内方より幕府に対して、安芸・石見両国軍

自畠山方状於遺菊池方可申遣子細事、先度畠山状二蹤雖出陣候、早々彼意見可相尋云々、

畠山、

山名等意見可相尋之由、

昨日被仰了、

此条猶

々可合力大内之由可申遣云々、前可待申御左右之由雖申遣候、於今ハ大友振舞既現行体也、仍早不致楚忽之儀、可待申入御左右之由申遣了、雖然今度状ニハ、以

道召寄可申付云々、合力早々可進発由、自管領状於遣可申之由、青蓮院門跡が、入合力早々可進発由、自管領状於遣可申之由、青蓮院門跡が、入伊与国羽和郡内、青蓮院門跡領御庄者共并羽和西園寺等、為大内伊与国羽和郡内、青蓮院門跡領御庄者共并(マ゙ン)

,、御台御邪気猶不快、御祈事可然様可致料簡、内外典相計可申付云御台御邪気猶不快、御祈事可然様可致料簡、内外典相計可申付云

以上、

る。 けれども同じ伊予国でありながら、 令通り管領方より動員が申しつけられている。 氏及び西園寺氏に対する動員は何ら問題とはなっておらず、将軍の命 てはひとまずこれを閣くべきことを主張し、後者の意見が採用された。(38) 勢の則時派遣を主張したのに対し、 管領からの状をもってとりおこなうべきことが述べられている。 第三条では、伊予国宇和郡内の御庄氏及び西園寺氏に対する動員を は管領斯波・畠山・山名三氏に対し意見を出させるよう求められて 国の軍勢を派遣することにしてはどうかと述べられ、この件について 一条では、大内合力のため安芸・石見両国だけでなく伊予も含め三ヵ 第一条について意見を求められた三氏のうち、 このうち一~三条が、大内合力の軍事動員に関わるものである。 第二条は九州菊池氏に対する動員を畠山氏から行わせるべきこと。 畠山及び管領は伊予国軍勢につい 第三条に挙げられた宇和郡の御庄 山名時凞が三ヵ国軍 第

守、伊与国青蓮院房官号御庄卜方へ、内状両通書進候了、一通宰相返答、管領内状事則申付了、定書遣候哉云々、自管領方以飯尾美作先日被申、既被仰付管領哉、此状自何方可遣西園寺哉云々、予御飯尾肥前守来、御使云云、伊与国西園寺方へ、管領内状可遣之由紫冷舎

申談、遣彼庁方了、治療が、一通中納言法眼野等、青蓮院庁方、以御庄下向使者可下遣之由可申条可宜旨、飯尾肥前ニル状事、為大内合力近日可発向、先内々令用意、随御左右可進発云此状事、為大内合力近日可発向、先内々令用意、随御左右可進発云法眼鬱炎、一通中納言法眼野等、青蓮院庁方へ可被遣之由申遣了、法眼鬱炎、一通中納言法眼野等、

されたのである。

どから守護河野氏の指揮下によるものと判断される。れていることである。ここでいう伊予国軍勢の動員とは、次の史料なまず、伊予国軍勢の動員と宇和郡西園寺氏・御庄氏の動員とが区別さてきたわけであるが、いくつかの特徴的な点を挙げることができよう。以上、伊予国とかかわる範囲でこのときの軍事動員のあり方にふれ

悉不罷立歟儀(**)
カ可罷立処、 民部大輔訟訴出来事在之ハ、 定一国軍勢令怖畏、力可罷立処、 民部大輔訟訴出来事在之ハ、 定一国軍勢令怖畏、一河野民部大輔沙汰事被可停止、其故ハ当河野刑部少輔九州へ為合

である。伊予国内を鎮静化することによって、通久統率下における「一このときに臨んで、通元の訴訟を停止させるよう幕府に申し入れたのが伊予国全体に深刻な影響を与えていたことが想像される。大内氏は第二年には「国中錯乱」であったと伝えられ、守護河野氏の内部争い事二年には「国中錯乱」であったと伝えられ、守護河野氏の内部争いる。当時伊予国では、河野氏宗家の刑部大輔通久と予州家の民部大輔る。当時伊予国では、河野氏宗家の刑部大輔通久と予州家の民部大輔る。当時伊予国では、河野氏宗家の刑部大輔通久と予州家の民部大輔

配が動揺していたことを反映するものであろう。とされた。これは当時伊予国内の情勢が不安定で、河野通久の守護支れていない。また幕府内部でも伊予国軍勢の動員はひとまず閣くこと要請には安芸・石見両国軍勢のみ申請されており、伊予国軍勢は含まあった。しかし前にみたように、翌年正月の大内氏から幕府への合力国軍勢」の九州渡海・大内合力を速やかに実現しようとはかったので

を招くこととなる。
七年六月には、河野通久が豊後国姫嶽城の合戦にて戦死を遂げる結果世と新介持盛との兄弟間対立が顕在化して以後である。こうして永享世と新介持盛との兄弟間対立が顕在化して以後である。こうして永享伊予国軍勢の九州進発が確認されるのは、大内氏内部で刑部少輔持

在形態の特質から説明づけていく必要があると思われる。たのに対して、これと区別して行われた西園寺・御庄両氏の動員はどたのに対して、これと区別して行われた西園寺・御庄両氏の動員はどっ性格づけられることになるのであろうか。両氏に対する動員要請は、う性格づけられることになるのであろうか。両氏に対する動員要請は、ったがして、これと区別して行われた西園寺・御庄両氏の動員はどたのに対して、これと区別して行われた西園寺・御庄両氏の動員はどたのに対して、これと区別して行われた西園寺・御庄両氏の動員はどたのに対して、これと区別して行われた西園寺・御庄両氏の動員はどたのに対して、これと区別して行われた西園寺・御庄両氏の動員はど

在を疑わせるものである。 での動員要請の対象となっていることも、西園寺氏の分郡守護権の存認されていた形跡は認めがたい。西園寺氏とならんで御庄氏が幕府かなっており、西園寺氏が分郡守護として郡内軍事動員権を幕府から公護権を握った宇摩・新居両郡を除く伊予国全域に及ぶというたて前に前述してきたように、守護河野氏の軍事動員権は、細川氏が分郡守

としないで行われたという点において、両氏の守護公権からの独立性一両氏に対する動員要請の形をみるかぎり、それが守護河野氏を媒介

早川両氏の場合は、 青蓮院庁から御庄に下向する使者の手を経て伝達されたのである。 置く青蓮院門跡を媒介として動員要請が伝えられている。管領内状は を行っている。 将軍側近の赤松播磨守と奉行飯尾肥前守の状をそれぞれ遣わして動員 氏に対する軍事動員とも少しく違いがあるように思われる。 際、 揺摘することができよう。 同じく守護の成敗に応じない者であった安芸武田氏及び小早川 これに対し西園寺・御庄両氏の場合、 守護催促のみでは応じないであろうとみた幕府が しかし同じ時に行われた安芸国勢の 御庄氏を配下に 武田・小 動

いなかったのである。 あって西園寺氏と御庄氏が置かれていた地位は、 ったろう。 いう荘園制的伝達系路に依存して行われていた。 った幕府直属武士を通じてなされたのではなく、 西園寺・御庄両氏に対する動員要請は、守護・分郡守護・奉公衆とい 幕府は西園寺氏に命令を伝達すべき固有のルートをもって 青蓮院庁 大差のないものであ おそらく幕府の前に ―御庄氏と

はなかろう」。 (37) ように、「単なる私領主の守護不入権と分郡守護の権限を混同すべきで 領主権に基礎づけられたものであったと結論される。 寺氏の「羽和郡知行」なるものの実態は、 権限の分割とみなすことはできないのである。 に公認されて位置づけられるものではなく、 永享四年の軍事動員のあり方をめぐって、 西園寺氏の宇和郡知行権を、 幕府―守護という系列の中 長々と述べてきた。西園 細川氏などと同質の守護 むしろ御庄氏などと同様 今谷明氏のいう

分郡知行権の歴史的性格

前者と後二者との間にはかなり質的な差異があるように思われる。 の三氏の支配権は分郡守護権として一括して捉えられる傾向にあるが、 前章まで述べてきたように、 伊予国における細川・ 宇都宮 · 西園寺 細

> ていたことは注意しておいてよかろう。 な領主権の存在が大きい。とくに両氏が郡地頭制を継承する面をもっ 彩が強いのに対し、宇都宮氏や西園寺氏の場合、中世前期以来の伝統的 氏の分郡知行権が守護権の分割を幕府から公認されたものという色

Ш

氏は、 組織その他の国衙支配機構の一部を掌握するもの」と捉える。(3) 進地方ほど、 部としての郡家の機能を継承」していた。そして荘園制の未発達な後 庄郷地頭とは異った機能と成立過程」をもっており、 属するものと位置づけている。 田中稔氏も 石母田正氏は、 郡地頭と庄郷地頭との得分の多寡を比較して、 郡地頭は多く存在していたのである。 「郡地頭職は郡司職の継承」であり、 郡地頭を一国地頭職と庄郷地頭職との中 郡地頭は 「単純な私領主的・ 「郡家の持つ収 前者が権能 「国衙支配 間的地 庄官的 さらに 位

置は、 郡知行権形成のコースを考えていく必要があろう。 事例から考えて、 傾向が強い。 制度研究からアプローチされてきたことによる。 分郡守護と捉えられてきている。 世後期における分郡知行権の前提になっていたと考えられる。 西園寺両氏にあっては、このような中世前期の郡地頭制の展開 ならず所領規模においても優越していたと述べるのである。 中世後期の分郡知行権は、 専ら守護の相互牽制をはかる巧妙な幕府政策として捉えられる しかしこれまでみてきた伊予国の宇都宮氏や西園寺氏の 中世前期以来の伝統的な領主支配権を基礎とした分 佐藤進一氏の研究以来、(40) これは分郡知行制が多くの場合守護 そして分郡守護の設 以下、 守護職の分割 今度は安芸 宇都宮・ ф

賀茂・沼田両郡)と日高・蒲刈・椋橋の各島嶼が大内氏の分郡に、 (部の安南・ 今谷明氏は、 山県・ 安芸国がおよそ応永の乱以降「大きく三分割され、 佐東の三郡が武田氏の分郡に、 東寄りの東西条 自 中

国に目を転じて考察を加えていくことにしたい。

-世後期の分郡知行制に関する一考察

余の諸郡が正守護山名氏の管轄であった」ことを指摘している。

ていたことは既に述べた。 (望) 水字二 (一四三〇) 年には、安南・佐東・山県三郡の造外宮料役夫工米の究済を幕府から命じられるなど、安芸国守護山名氏から自立した存在であった。また永享年間の九州の戦乱に際して、武田氏料役夫工米の究済を幕府から命じられるなど、安芸国守護山名氏から自立した存在であった。また永享年間の九州の戦乱に際して、武田氏が守護の成敗に応じないものとして幕府から直接軍事動員を命じられない。 (望) 水泉川の東京では、東部・山県市ないたことは既に述べた。

液堤としての役割を期待したもの」であったとするのである。 安芸国への進出をはかる大内氏との対抗上、その「最前線における防あらわれ」として分郡主に位置づけられたとみている。そしてそれは幕府・守護側への帰服に対する「褒賞的意味をもつ幕府政策の一つの四○四)年の安芸国国人一揆勃発の際それには加わらなかったため、四○四)年の安芸国国人一揆勃発の際それには加わらなかったため、四○四)年の安芸国国人一揆勃発の際それには加わらなかったため、四○四)年の安芸国国人一揆勃発の際それには加わらなかったため、四○四)年の後書を表

うかがえよう。 が単なる幕府政策に帰すべきものでなかったことは、次の史料からも立の第一の要因」であったと述べている。たしかに武田氏の分郡支配成立を考える見方を批判し、「武田氏の領主制の展開こそが、分郡成 これに対し田島由紀美氏は、幕府側の働きかけによってのみ分郡の

如件、 如件、 如件、 如件、 可被、可被沙汰付親胤之由、所被仰下也、仍執達 段、先々施行之上、庄内尚以有各別給人之条傍例也、況於郡内哉、 下事、於當郡者拝領之間、不可各別之由、乗光雖申之、厳島社領之 要、今武、定順、利松、坪井、古河、堀立、吉次等村々并諸免田以 厳島神主安芸守親胤代与武田伊豆入道乗光代相論安芸国佐東郡内己

心永四年七月廿五日 沙弥(花押

石兵衛佐殿(音)

以前、応永四年段階には成立していたのである。

以前、応永四年段階には成立していたのである。

成のであって、武田氏の佐東郡知行自体を否定するものではない。

森府は武田氏の当郡拝領ということを認めた上で、郡内の厳島社領を神主家に打ち渡すよう安芸国守護渋川氏に命じているのであって、武田氏の佐東郡知行自体を否定するものではない。武田氏の分郡知行権は、岸田氏のいうような応永十一年の安芸国国人一揆不の分郡知行権は、岸田氏のいうような応永十一年の安芸国国人一揆不多加に対する幕府の褒賞政策により成立したものではなく、既に武田氏が佐東郡があるが、「於當郡者拝領」と記されるように、既に武田氏が佐東郡があるが、「於當郡者拝領」と記されるように、既に武田氏が佐東郡があるが、「於當郡者拝領」と記されるように、既に武田氏が佐東郡があるが、「於當郡者拝領」と記されるのである。

を意味するものではないのである。を意味するものではないのである。一郡全体に対する一円的・排他的な領有権あるように、「郡内」は「庄内」と同様、その内部に別の給人知行地ものであろうか。「庄内尚以有格別給人之条傍例也、況於郡内哉」とここにみられる佐東郡知行権の性格は、どのように捉えられるべき

いたことが予想される。ちょうど石母田氏が郡地頭職について指摘し領主的支配権と異なり、単なる私領とはみなしがたい側面をも有して但し、「況於郡内哉」という記述に注目すれば、郡知行権は一般の

世前期の郡地頭職につきあたる。のかかわりを系譜的に辿っていくと、宇都宮氏や西園寺氏と同様、中たような中間的な性格が想定できるように思われる。武田氏と当郡と

も影響を強めていったのである。 南郡原郷の地頭職を守護領として保持しており、近隣国衙領に対してが大きな意味をもっていたとされる。佐東・安南両郡の郡地頭職や安たが、とくに国衙機構の掌握と国衙周辺地域に存在する守護領の継承中世前期の武田氏は、安芸国守護として国内に勢力を伸張させてい

ようになる。 て武田氏による国衙領や厳島社領への押領がめだってあらわれてくるて武田氏による国衙領や厳島社領への押領がめだってあらわれてくるても容易に衰えず、武田氏が守護職を失った南北朝後期以降、かえっこのような佐東・安南両郡における武田氏の勢力は中世後期になっ

嶋掃部頭、 段銭切留事、 書如此、入野鄉南方者平賀尾張守、同北方者同出羽入道、佐書如此、入野鄉南方者平賀尾張守、同北方者同(專)(東)東寺雑掌申安芸国衙職内入野郷南北 佐西郡 仙紫等)(《東海) 重致催促、 衛門尉相共止彼等妨、 **杣村者武田遠江守押領云々、甚無謂、** 可被沙汰渡雑掌、 任先例可致沙汰之由、 沙汰付雑掌、 更不可有緩怠儀之状、 被仰之處、 可執進請取、 猶以難渋云々、 不日松田勘解由左 将又佐西郡 依仰執達如件、 佐西郡者厳 重申

至徳四年七月廿一日 左衛門佐(花押

小早河美作前司殿(韓)

顕在化したのである。 ・は東郡の一円的支配を図る動きも、武田氏のこのような動向の中でていたことが知られる。前に述べた当郡拝領と号して厳島社領を否定と、いずれも国衙領が武田氏やその被官たちの手によって押領をうけど、いずれも国衙領が武田氏やその被官たちの手によって押領をうけど、いずれも国衙領が武田氏による佐東郡杣村の押領がみえているが、このこの史料には武田氏による佐東郡杣村の押領がみえているが、この

厳島神主家による一郡神領化という事態を迎えるのである。様、中世前期以来国衙領であったことが確認できるが、この時期以降神主家により押領されていたという。当郡も佐東郡や安南郡などと同っても国衙領が蚕食されつつあったことがよみとれる。佐西郡は厳島なお前掲史料からは、武田氏ばかりでなく平賀氏や厳島神主家によ

国衙領を軸にその支配権を拡大していくのである。置いたり、「山県郡河戸村国衙分」を吉川氏に預け置いたりするなど、か。武田氏はこれ以後、「吉田郡袮村内国衙分十名」を熊谷氏に預けか。武田氏はこれ以後、「吉田郡袮村内国衙分十名」を熊谷氏に預け権や厳島社家による一郡神領化は、中世前期の郡地頭職などを手がかとする国衙領の支配権掌握に基づいたものだったのではないだろう以上述べてきたことから考えて、安芸国における武田氏の分郡知行

西岡・摂津国多田院領などを挙げている。 次に同じ安芸国におけるもう一つの分郡主大内氏の場合であるが、 水に同じ安芸国におけるもう一つの分郡主大内氏の場合であるが、 次に同じ安芸国におけるもう一つの分郡主大内氏の場合であるが、 次に同じ安芸国におけるもう一つの分郡主大内氏の場合であるが、 次に同じ安芸国におけるもう一つの分郡主大内氏の場合であるが、

う点は注目されよう。わけにはいかない。しかし東西条もまた、もとは国衙領であったといる時にはいかない。しかし東西条もまた、もとは国衙領であったとい国宇和郡の西園寺氏、安芸国佐東・安南郡の武田氏などと同一視する支配権を想定することはできないから、伊予国喜多郡の宇都宮氏、同支配権を想定することはできないから、伊予国喜多郡の宇都宮氏、同

三七九)年には、安芸国衙領内に自身の拝領分があり、それを軍勢等停止を命じられて以来、安芸国衙領に強く介入しはじめる。永和五(一大内氏は応安元(一三六八)年、幕府使節として安芸国衙領の押領

が。 進行していた国衙領支配権を基礎的前提としたと考えることができよに分郡に准じて公認された大内氏の東西条支配権は、既成事実としてうな過程で築きあげられていったものではないだろうか。十四世紀末に預け置いていたことを述べている。大内氏の東西条支配は、このよに預け置いていたことを述べている。

であろう。 さて伊予及び安芸の分郡知行権についてこれまで述べてきたわけであろう。

地域の歴史的条件によるものとも考えられよう。られたものであった。このような特質は、畿内近国等とは異なる当該つちかわれてきた郡地頭制などを中心とする国衙領支配権に基礎づけれないように思われる。伊予及び安芸の分郡知行制は、中世前期以来しかし本稿で考察してきた事例は、そのような観点のみでは捉えき

帯する者も多かったという。 は決して守護権力にのみ一元化していくのではなく、 予や安芸などでは、 中世前期の守護所構成員中に多数の在庁官人が見出され、 郡司もまた早くに消滅をむかえる。これに対し遠隔地九州などでは、(②) おおむね国衙機構は守護に接収される過程で比較的早期に形骸化」し、 分郡知行権もまた、 にまで尾をひいていくのではないだろうか。中世後期の地域権力秩序 した郡地頭制が根強い力をもちつづけ、 今谷氏によれば、 郡司職そのものではないものの、 一円的・自律的な様相を強めていったのである。 「中世初期の畿内近国では、 畿内近国と九州との中間地域に属する伊 それが中世後期の分郡知行制 播磨・大和を除き、 郡を単位とする その機能を継承 郡司職を兼

御判御教書を拝領している。

御判御教書を拝領している。

御判御教書を拝領している。

御判御教書を拝領している。

の本のののの方として一般的なものである。例えば次の史料にしつつあったことがわかるが、ここにみられる組みあわせは中世後期しつのあったことがわかるが、ここにみられる組みあわせは中世後期しつのあったことがわかるが、ここにみられる組みあわせは中世後期しつのあったことがわかるが、ここにみられる組みあわせは中世後期について、少しふれておきたの。

の本語のである。例えば次の史料にはいり、

の本語のである。例えば次の史料には、「通能はいり、

の本語のである。例えば次の史料には、「通常はいり、

の本語のである。例えば次の史料にはいり、

の本語のである。例えば次の史料にはいり、

の本語のである。例えば次の史料にはいり、

の本語のである。例えば次の史料には、「通能はいり、

の本語のである。例えば次の史料には、「通能はいり、

の本語のである。例えば次の史料には、「通能はいり、

の本語のである。例えば次の史料には、「通能はいり、

の本語のである。例えば次の史料には、「通能はいり、

の本語のである。例えば次の史料には、「通常は、「通能はいり、

の本語のである。例えば次の史料には、「通常は、「通常は、「通常は、」」

の本語のである。例えば次の史料には、「通常など、」

の本語のである。例えば次の史料には、「通能はいり、)

の本語のである。例えば次の史料には、「通常など、」

の本語の表には、「通常など、」

の本語のである。例えば次の史料には、「通常など、」

の本語の表には、「通常を表にないり、」

の本語の表には、「通常など、」

の本語の表には、「通常など、」

の本語のである。例えば次の史料には、「通常など、」

の本語の表には、「通常など、」

の本語のである。

の本語のである。

の本語の表には、「通常など、」

の本語の表には、「通能はいり、「通常など、」

の本語の表には、「通常など、」

の本語のである。

の本語のではは、

の本語のである。

の本語のではは、

の本語のである。

の本語のではないでは、

の本語のでは、

の

国守護職、一通新本知行所々事、山名祝着畏入由申入、仍當持豊身御判二通拝領、一通国煌雲、僧祭、四名祝着畏入由申入、仍當持豊身御判二通拝領、一通国煌雲、僧祭、四ヶ今日山名金吾入道一跡與奪子息弾正少弼持豊事内々被仰出旨在之、

一般の地頭御家人のものと同質とみてよいであろう。御家人以下当知行新本所領」などの表現がみられることからすれば、を知行する、と表現された。また後者の知行は、当時、「安芸国地頭を知行する、と表現された。また後者の知行は、当時、「安芸国地頭行分国政道事」などと記されるように、一国守護職の掌握は、「分国」特豊が将軍家から拝領したのは、安芸国など国の守護職と「新本知

御判

に対して、分郡知行権はどこに位置づけられることになるのであろう

このような「分国」知行と「新本当知行」という二段階の知行系列

文明九年十月三日。当知行之地所々等之事、大内左京大夫政弘領掌不可有相速之状如件、当知行之地所々等之事、大内左京大夫政弘領掌不可有相速之状如件、周防長門豊前筑前四ヶ国守護職、石見国仁广郡安芸国東西條#本新

した将軍家御判御教書である。第一は国を単位とする守護職であり、この史料は、周防国以下の守護大内氏に対して、三種の知行を安堵

同質の「本新当知行之地所々」であった。 国東西条の分郡知行権である。そして第三が一般地頭御家人の所領といるような「分国」の知行権である。第二は、石見国仁摩郡及び安芸『満済准后日記』に「大内此間分国、豊前国筑前国以下」と記されて「89

本学年間、大内氏が北九州の支配権をめぐって大友・少弐氏と激しく争っていたとき、幕府の重臣山名時凞は大友氏が「大内分国分領等」分領」の知行権だったのである。もっと具体的にいえば、「大内此間分領」の知行権だったのである。もっと具体的にいえば、「大内此間ろうとも述べている。ここで争われていたのは北九州における「分国ろ領を立てたが「他人知行分国分領不可相給之由」を申し出るならば赦免してや氏が「他人知行権だったのである。もっと具体的にいえば、「大内此間分領、要前国筑前国以下」の知行権や「筑前国内大友譜代知行来所々」などであった。これは前掲史料における第一及び第三の知行権に相当などであった。これは前掲史料における第一及び第三の知行権に相当などであった。これは前掲史料における第一及び第三の知行権に相当などであった。これは前掲史料における第一及び第三の知行権に相当などであった。これは前掲史料における第一及び第三の知行権に相当などから、本のは、大内氏が北九州の支配権をめぐって大友・少弐氏と激しなどであった。これは前掲史料における第三の知行権に相当などのは、大力には、大力を対している。

べきであろう。 になる。一国守護権と一般領主権との中間的な位置づけを与えられる を付与されるとき、 るのである。 国東西条のように、 えに分国と異なり守護職補任という形をとることが少ない。 たように、 れとも区別されるものである。安芸武田氏の分郡支配について前述し これに対し分郡知行権は、分国及び分領の中間にあって、 分郡知行権は一種の上級領主権という性格が強い。 しかし同時に、 一般領主権とは異なる行政職的機能を果たすこと 郡の枠組によらない知行権さえ含まれることにな それが国政上に位置づけられ様々な権限 そのい また安芸 それゆ ず

つあったと捉えられよう。十五世紀中頃を転機として中世国家の全国国」・「分郡」・「分領」が相互に衝突しあいながらそれぞれ自立化しつ支配権がすべて「知行」として次第に同質化しつつあった。そして「分「職」秩序が形骸化しつつある中世後期においては、国・郡・領の

である。・「分郡」・「分領」を歴史的に継承しつつ展開していくことになるの・「分郡」・「分領」を歴史的に継承しつつ展開していくことになるの秩序維持・確立の模索が本格化する。戦国期権力の形成は、「分国」的統合機能が失墜したとき、地域社会ではそれぞれのレベルでの権力

おわりに

かららしてせ後用の也伐上なこないで、 戸菱産刀の長さて と川上をや守護制度から論じる傾向に対する懐疑と捉え直しである。されるが、本稿で意図したのは中世後期の分郡知行制を専ら幕府政策はなはだ粗雑で新味のない議論を展開してきたのではないかと危惧

置づけられていたのである。 してあくまで一国を単位とする守護職保持者こそ地域統合の主体と位 とするのは問題があろう。室町幕府―守護体制下にあっては、 町幕府の守護職は、 守護権の地域分割の事例が多く検出されようとも、今谷氏のように「室 当該期における支配の根幹であった。それゆえいくら郡を単位とする(タヒ) 力が一国守護を媒介として地域社会を従属せしめるという構造こそ、 護在京制などを通じ中央につなぎとめることによって、室町幕府―守 護体制と呼ばれる武家の権力秩序が成りたっていたのである。 めて大きい。一国守護職保持者に地域統合の役割を担わせ、 もちろん中世後期の地域社会において、守護権力の果たす役割は 国単位というよりは郡を基準に配置されていた」(で) 彼らを守 。中央権 原則と 極

継承され、一層自立的な様相を強めていった。中世後期には国衙機構いた中世前期の国衙領支配権が、中世後期における分郡知行権としてに本稿で論じた伊予や安芸などの場合、郡地頭制などの形で存在して多様な形態において、地域的権力秩序が存在していたのである。とく主体であったことを意味するものではない。現実には多様なレベル、主体であったことを意味するものではない。現実には多様なレベル、

である。 位の国衙領支配権を基礎に自立した分郡知行権を確立させていったの位の国衙領支配権を基礎に自立した分郡知行権を確立させていったのは限らない。伊予の宇都宮氏や西園寺氏、安芸の武田氏などは、郡単ているが、国衙の支配権がすべて中世後期の守護の手に帰着したとは守護権力の中に接収されて形骸化してしまっていたと一般に言われ

でいたのである。 地域統合の役割を期待された一国守護の場合にあっても、専ら幕府 でいたのである。。 のに対し、本稿で扱った伊予や安芸など中間地帯においては、在地状 国の分郡支配権が、専ら幕府により政策的に配置されたものであった 国の分郡支配権が、専ら幕府により政策的に配置されたものであった 国の分郡支配権が、専ら幕府により政策的に配置されたものであった のに対し、本稿で扱った伊予や安芸など中間地帯においては、在地状 のに対し、本稿で扱った伊予や安芸など中間地帯においては、在地状 のに対し、本稿で扱った伊予や安芸など中間地帯においては、在地状 のに対し、本稿で扱った伊予や安芸など中間地帯においては、在地状 のに対し、本稿で扱った伊予や安芸など中間地帯においては、存地 でいたのである。 他域統合の役割を期待された一国守護の場合にあっても、専ら幕府 でいたのである。

分郡知行制の確立がこのような多様な形で展開するものである以上、 大きない場合さえ含まれることになるのである。 分郡知行権者は守護権を肩代わりすることはありえても、守 要芸武田氏の場合で論じたように上級領主権という性格が強い事例も 要芸武田氏の場合で論じたように上級領主権という性格が強い事例も を芸武田氏の場合で論じたように上級領主権という性格が強い事例も できではないだろうか。それゆえ安芸国東西条のように、郡の枠組に べきではないだろうか。それゆえ安芸国東西条のように、郡の枠組に がきではないだろうか。それゆえ安芸国東西条のように、郡の枠組に はいまではないだろうか。それゆえ安芸国東西条のように、郡の枠組に はいまではないだろうか。それゆえを芸国東西条のように、郡の枠組に はいまではないだろうか。それゆえても、守 はいまではないだろうか。それゆえを芸国東西条のように、郡の枠組に はいまではないだろうか。それゆえを芸国東西条のように、郡の枠組に はいまではないだろうか。それゆえなるのようなを表を表を表はなるのである以上、

位とする知行権というところに見出されるべきだと考えるものである。うことになろう。分郡支配の本質は守護権にあるのではなく、郡を単形成の意義を見失い、すべて幕府―守護制度の枠内におしこめてしまるのは、中世後期に多様なレベルで進行しつつあった地域的権力秩序分郡知行制のすべてを分郡守護制の如く守護職にひきつけて把握す

注

- 七年)参照。(1)黒田俊雄「中世における地域と国家と国王」(『歴史科学』一〇九、一九八(1)黒田俊雄「中世における地域と国家と国王」(『歴史科学』一〇九、一九八
- 一九八七年)参照。(2)今谷明「鎌倉・室町幕府と国郡の機構」(『日本の社会史3』、岩波書店
- 『守護領国支配機構の研究』(法政大学出版局、一九八六年)。小川信『足利一門守護発展史の研究』(吉川弘文館、一九八〇年)、今谷明(3)佐藤進一『室町幕府守護制度の研究仏』(東京大学出版会、一九六七年)、
- (4) 今谷前掲注(2)論文。
- 九八二年、のち今谷『室町幕府解体過程の研究』に収録)。(5)今谷明「守護領国制下に於る国郡支配について」(『千葉史学』創刊号、一
- 資料編 古代中世』一〇七八号、以下『県史資料』一〇七八と略記する)。(6)「河野文書」明徳四年四月十一日付足利義満御判御教書写(『愛媛県史
- 資料』五九六)。(7)「松雲公採集遺編類纂」建武三年六月十四日付足利直義御判御教書(『県史
- 一一二〇)。(9)「大通寺文書」応永六年十一月十三日付室町幕府管領施行状(『県史資料』
- ;?。(10)「細川文書」応永七年八月二十四日付室町幕府御教書(『県史資料』一一二(10)「細川文書」応永七年八月二十四日付室町幕府御教書(『県史資料』一二
- 〔1〕小川前掲注(3)書三二二・三三三頁。

觔

- (12)「『予陽河野家譜』所収文書』永徳元年十一月廿日付細川頼元書状(『県史 資料』一〇三七)。
- (1)「細川文書」応永十二年十月廿九日付足利義満袖判御教書写(『県史資料』 五三;
- (4)「細川文書」応永十四年十二月九日付足利義満袖判御教書(『県史資料』 一六二)。
- 「西禅寺文書」観応三年六月廿三日付蓮智置文(『県史資料』七九八)。
- (16)「尊経閣文庫所蔵文書」文和三年二月二日付足利尊氏御判御教書(『県史 資料』八一三)。
- 〔17〕高野由美「南北朝後期における荘園領主検断と守護権力」(『日本史研究』
- 〔18〕「忽那家文書」元弘三年三月廿八日付忽那重清軍忠状(『県史資料』五四三)。 二七〇、一九八五年)。
- (19)従来西園寺家の宇和荘領有を嘉禎二(一二三二)年以降とする説があった
- 寺氏の勢力基盤―」、『伊豫史談』二六七、一九八七年)。 をうちだしている(石野「西園寺氏の伊予下向土着の前提について ― 西園 が、最近石野弥栄氏はこれを否定して貞応二(一二一三)年以前とする新説
- (20)奥野高広『戦国大名』(塙書房、一九六〇年)。
- 〔21〕近藤孝純「宇和本郡の郷と荘についての素描()~(七)」(『伊豫史談』| 七 |
- 『愛媛県史』古代Ⅱ・中世』第二編第三章第二節「守護と国人」。
- (23)「小鹿島文書」嘉禎四年十月廿(八日ヵ) 付橋公業譲状案(『県史資料』 一四九)。
- (24) 石野前掲注(19) 論文。
- (25)田中稔「鎌倉時代における伊予国の地頭御家人について」 園制と武家社会』、吉川弘文館、一九六九年)。 () 復曆記念会編 ヹ
- (26) 石野前掲注(19)論文。
- 27 『満済准后日記』(以下『満済』と略す)永亨四年正月十六日条。
- 28 『満済』永享四年正月十八日条。
- 29 『満済』永享四年正月廿三日条。
- 30 『満済』永享四年正月廿三日条。
- 永享四年正月廿六日条。
- 『満済』永享三年八月九日条。

- (33)石野弥栄氏は、両者の紛争が伊予国支配、ひいては河野氏家督をめぐるも 九五、一九七五年)。 のであったと推測している(石野「守護大名河野氏と応仁の乱」、『国史学』
- (3)「大徳寺文書」永享四年十二月日付大徳寺雑掌申状案(『県史資料』一二三
- (35)『満済』永享四年四月廿六日条。同十月十日条。
- 36 『満済』永享四年正月廿三日条
- (37)今谷前掲注(3)書二六一頁。
- (38) 石母田正「鎌倉幕府一国地頭職の成立」 家』、東京大学出版会、一九六〇年)。 (石母田・佐藤編『中世の法と国
- (39) 田中前掲注(25)論文。
- (40) 佐藤前掲注(3)書。
- (41) 今谷前掲注(2)論文。
- 42 「御前落居奉書」永享二年閏十一月廿七日付将軍足利義教袖判奉行人連署 「吉川家文書」二四九・二五〇 (『大日本古文書 家わけ第九』)。
- (4)岸田裕之「安芸国人一揆の形成とその崩壊」(『史学研究』一四〇、一九七 記する)。 奉書(『広島県史 古代中世資料編V』五九六頁、以下『広V』五九六と略
- (45) 岸田裕之「芸石国人領主連合の展開」 八年、のち岸田『大名領国の構成的展開』に収録)。 (岸田前掲書、一九八三年)。
- (46)田島由紀美「分郡成立史論 ― 安芸武田氏を事例として―」(『駒沢大学 史学論集』一六、一九八六年)。
- 「御判物帖」六○、応永四年七月廿五日付室町幕府御教書(『広Ⅲ』二七)。
- (48)『広島県史 中世』(一九八四年)、三一五頁。
- (4)「東寺百合文書」オー―二五、至徳四年七月廿一日付室町幕府御教書((『広V』九〇四)。
- 『広V』九〇六)。 「東寺百合文書」マー―二〇、康応元年十一月廿五日付室町幕府御教書
- 『広島県史 中世』七三頁。
- $\widehat{52}$ $\widehat{51}$ 「吉川家文書」二七九・二八〇・二八一。
- 「熊谷家文書」一一〇 (『大日本古文書 家わけ第十四』)。

- 一九六五年)。 (54) 松岡久人「大内氏の安芸国支配」(『広島大学文学部紀要』ニ五ー一、
- (56) 今谷前掲注(5) 論文。
- 『広島県史 中世』七七頁。
- (『広V』八九七)。(3)「東寺百合文書」ナーー一四、応安元年十月七日付室町幕府御教書案(28)
- (『広V』五七七)。 五八、永和五年四月廿日付大内弘世書状案
- (60) 今谷前掲注(3)書。
- (61) 岸田前掲注(4)(45) 論文。
- (62) 今谷前掲注(2) 論文。
- (4)「二丁)に、「九州史学」六五・六七、一九七九年)。(6)田中健二「鎌倉幕府の大隅国支配についての一考察―守護所と国衙在庁を
-)『満済』永享五年八月九日条。
- (66) 『満済』永享三年六月十二日条。
- 5)「福原文書」応永十一年六月廿六日付室町幕府御教書案(『広V』一九五)。
- 六一八)。(8)「黒岡帯刀氏旧蔵文書」文明九年十月三日付足利義尚御判御教書写(『広V』
- (69) 『満済』永享三年十月二日条。
- (70) 『満済』永享三年九月廿六日条。
- 1) 『満済』永享四年二月十二日条。
- 72)『満済』永享三年十月二日条。77) 『湍済』永享三年十月二日条。
- (73)『満済』永享三年八月廿二日条。
- いう全国的武家権力秩序に依拠し、その一環に連なることによってはじめて(社) 但し一五世紀中頃までの守護権力においては、あくまで幕府―守護体制と

八、一九八五年)。 「戦国期研究の課題と展望」、『日本史研究』二七岡典和・川岡勉・矢田俊文「戦国期研究の課題と展望」、『日本史研究』二七的権力秩序が確立してくるのは、むしろそれ以後であったと考えている(今分国支配が実現したという側面が強い。守護権力を頂点とする一元的な地域:

(75) 今谷前掲注(2)論文。

(昭和六十二年十月十二日 受理)((付記)本稿は、一九八七年度科学研究費・奨励研究(A)の成果の一部である。